

第 1 回 第 1 農 地 部 会 議 事 録

日 時 平成 25 年 1 月 21 日 (月) 午前 10 時 00 分

場 所 津市水道局 2 階大会議室

出席部会委員 1 池田 長義・2 太田 義政・3 森 恒利・5 青木 正司
 6 赤塚 薫・7 伊藤 征一・9 大田 武士・10 奥山 勘五郎
 13 丹羽 芳久・14 前田 紀男・16 田中 茂人・20 中川 文博
 22 中林 長一・23 平井 秀次・43 後藤 勝・48 前川 正次
 以上 16 名

欠席委員 15 杉谷 正美

出席部会員外委員 会長 守山 孝之

議長 第 1 農地部会長 伊藤 征一

事務局職員 飯田事務局長・草深次長・竹田主査

総合支所 河芸：服部主査 美里：谷川主査 安濃：紀平主査
 芸濃：後藤副主幹 香良洲：東山主査

議事録署名者 1 池田 長義 ・ 13 丹羽 芳久

事 項
 報告第 1 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について
 報告第 2 号 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について
 報告第 3 号 農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による届出について
 報告第 4 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出について (所有権移転)
 報告第 5 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出について (賃貸借権)
 議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について (農業委員会許可・所有権移転)
 議案第 2 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について (農業委員会許可)
 議案第 3 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について (農業委員会許可・所有権移転)
 議案第 4 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について (農業委員会許可・賃貸借権)
 議案第 5 号 買受適格証明願 (競売・公売) について
 議案第 6 号 非農地証明願について
 議案第 7 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による農用地利用集積計画の決定について (別冊)

議 事 の 大 要

議 長	それでは第1回第1農地部会を開催させていただきます。 本日の欠席は、1名で、出席委員は16名です。 それでは、議事録署名者を私の方から指名させていただきます。 1番 池田 長義委員、よろしくお願いします。 13番 丹羽 芳久委員、よろしくお願いします。 それでは、まず始めに、会長専決等の報告事項に入ります。報告第1号から第5号まで、事務局から一括して報告をお願いします。
事 務 局	議案書の1ページから5ページをお願いいたします。 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知についてでございます。 番号1から25まで、件数は25件、合計面積83,864㎡で、その内容は、田でございます。これらにつきましては、農用地利用権設定を、貸し人、借り人の双方の合意に基づき解約をいたしましたものであります。 6ページから12ページをお願いいたします。 報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による届出についてでございます。これらにつきましては、相続の届出によるものでございまして、件数は13件、合計面積は77,810.3㎡でございます。いずれの案件もあつせん等の希望はございません。 13ページをお願いいたします。 報告第3号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出についてでございます。番号1は一般個人住宅用地と物置用地、番号2は共同住宅用地、番号3と4は、一般個人住宅用地でございます。以上件数は4件、合計面積は1,979.4㎡でございます。 14ページから15ページをお願いいたします。 報告第4号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について（所有権移転）でございます。番号1と5は駐車場用地、番号2は分譲住宅用地、番号3と8と9と10と11と12は一般個人住宅用地、番号4は道路用地、番号6は資材置場用地と駐車場用地、番号7は車両・資材置場用地でございます。以上件数は12件、合計面積は6,588.58㎡でございます。 16ページをお願いいたします。 報告第5号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について（使用貸借）でございます。番号1は、一般個人住宅用地でございます。以上件数は1件、合計面積は43㎡でございます。以上で説明を終わります。
議 長	ありがとうございました。 事務局より報告があつたとおりでございますので、よろしくお願いをいたします。 それでは、議案事項に入ります。議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について（農業委員会許可・所有権移転）、事務局の説明をお願いいたします。
事 務 局	17ページから18ページをお願いいたします。 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について（農業委員会許

可・所有権移転)、でございます。

番号1、地区櫛形、受け人____、面積5,482㎡、渡し人____、面積3,448㎡、申請地 分部大谷____番、台帳地目・現況地目とも田、面積659㎡外1筆で合計1,283㎡。これにつきましては、渡人は申請地を相続しましたが、営農が困難なため、地元に住み営農を拡大しようとする受人に申請地を譲ろうとするものです。

番号2、地区藤水、受け人____、面積11,960㎡、渡し人____、面積5,710㎡、申請地 垂水法ヶ広____番、台帳地目・現況地目とも畑、面積879㎡。これにつきましては、受人は市街化区域内農地を売却したため、高齢で労働力不足の渡人より申請地を譲受け営農を拡大しようとするもので、受人の息子も定年退職後農業を後継する予定でございます。

番号3、地区藤水、受け人____、面積11,960㎡、渡し人____、面積4,143㎡、申請地 垂水足田____番、台帳地目・現況地目とも畑、面積991㎡外2筆で合計3,471㎡。これにつきましては、受人は市街化農地を売却したため、高齢で労働力不足の渡人より申請地を譲り受け営農を拡大しようとするもので、受人の息子も定年退職後農業を後継する予定です。

番号4、地区藤水、受け人____、面積11,960㎡、渡し人____、面積3,250.91㎡、申請地 垂水法ヶ広____番、台帳地目・現況地目とも畑、面積1,100㎡。これにつきましては、受人は市街化区域内農地を売却したため、兼業で労働力不足の渡人より申請地を譲り受け申請地を代わりに取得し営農を拡大しようとするもので、受人の息子も定年退職後農業を後継する予定です。

番号5、地区大里、受け人____、面積10,093㎡、渡し人____、面積772㎡、申請地 大里窪田町墓之谷____番、台帳地目・現況地目とも田、面積218㎡外2筆で合計772㎡。これにつきましては、受人は渡人より耕作放棄の状態である申請地を譲り受け、営農を拡大しようとするものです。

番号6、地区黒田、受け人____、面積249,522.24㎡、渡し人____、面積6,816㎡、申請地 河芸町高佐三ヶ坪____番、台帳地目・現況地目とも田、面積3,308㎡外1筆で合計4,971㎡。これにつきましては、受人は兼業による労働力不足の渡人より申請地を譲り受け、営農を拡大しようとするものです。

番号7、地区辰水、受け人____、面積14,655.72㎡、渡し人____、面積14,035㎡、申請地 美里町家所北土深____番、台帳地目・現況地目とも田、面積283㎡。これにつきましては、受人は高齢で労働力不足の渡人より申請地を譲り受け、営農を拡大しようとするものです。

番号8、地区草生、受け人____、面積17,951.81㎡、渡し人____、面積419㎡、申請地 安濃町草生東浦____番、台帳地目・現況地目とも畑、面積224㎡。これにつきましては、受人は遠方で労働力不足の渡人より申請地を譲り受け、営農を拡大しようとするものです。

番号9、地区村主、受け人____、面積155,622㎡、渡し人____、面積585㎡、申請地 安濃町連部的場____番、台帳地目・現況地目とも畑、面積582㎡。これにつきましては、受人は高齢で労

働力不足のため離農する渡人より申請地を譲り受け、営農を拡大しようとするものです。

以上件数は9件、合計面積は13,568㎡でございます。いずれの案件も、農業を真面目に行い農機具も保有しており、周辺の農地に影響もなく農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長

それでは、1番、楡形。

森 委員

3番 森でございます。事務局の説明のとおりで、問題ございません。

議 長

2番3番4番、藤水。

奥山委員

10番 奥山です。事務局の説明のとおりで、問題ございません。

議 長

5番、大里、私です。事務局の説明のとおりで、問題ございません。

議 長

6番、黒田。

前田委員

14番の前田です。問題はございません。

議 長

7番、辰水。

中川委員

20番の中川です。事務局の説明のとおりで、問題ございません。

議 長

8番、草生。

平井委員

23番 平井です。現地確認、また隣地等聞き取り調査もしましたが、何ら問題ございません。

議 長

9番 村主。

平井委員

23番 平井です。これも現地確認したところ問題ございませんのでよろしくお願いいたします。

議 長

地元委員さんから異議のない旨の発言がございました。皆さん、いかがでございましょうか。

部会委員

<一同 異議なし>

議 長

ありがとうございます。

それでは異議なしと認め、議案第1号については、許可することに決定いたします。

次に議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について（農業委員会許可）事務局の説明をお願いします。

事務局	19ページをお願いいたします。 議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について（農業委員会許可）でございます。 番号1、地区村主、申請者_____、申請地 安濃町南神山井坪_____番、台帳地目・現況地目とも田、面積426㎡。これにつきましては、申請人は、現在申請地の隣地の居宅を建て替えるにあたり土地が狭小のため一般個人住宅及び農業用倉庫を建築しようとするものです。 以上件数は1件、合計面積は426㎡でございます。農地法第4条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。 以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。
議長	1番、村主。
平井委員	23番 平井です。現地確認をしたところ、事務局の説明どおり問題ございませんので、よろしくお願いします。
議長	地元委員さんから異議なしということでございました。皆さん、いかがでございましょうか。
部会委員	<一同 異議なし>
議長	ありがとうございます。 それでは、異議なしと認め、議案第2号については許可することに決定をいたします。 次に、議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（農業委員会許可・所有権移転）、事務局の説明をお願いいたします。
事務局	20ページをお願いいたします。 議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（農業委員会許可・所有権移転）でございます。 番号1、地区白塚、受け人_____、渡し人_____、申請地 白塚町北永定_____番、台帳地目・現況地目とも田、面積307㎡。これにつきましては、受人は渡人より申請地を譲り受け、近隣の賃貸マンションやアパートの入居者の駐輪場として賃貸しようとするものです。農地区分は第2種農地と判断されます。 番号2、地区長野、受け人_____、渡し人_____、申請地 美里町北長野前田_____番、台帳地目・現況地目とも田、面積92㎡。これにつきましては、受人は、営農拡大を目的として農業用資材倉庫の建設を予定していますが、自己所有地で適当な土地がなく、渡人より自宅裏の申請地を譲り受け、農業用倉庫を建築しようとするものです。農地区分は第2種農地と判断されます。 番号3、地区高宮、受け人_____、渡し人_____、申請地 美里町五百野下之郷_____番、台帳地目・現況地目とも畑、面積137㎡外1筆で合計171㎡。これにつきましては、受人は、渡人より申請地を譲り受け、農業用資材置き場としようとするものです。農地区分は第2種農地と判断さ

れます。

番号4、地区高宮、受け人____、渡し人____、申請地 美里町五百野下之郷____番、台帳地目・現況地目とも畑、面積299㎡。これにつきましては番号3との関連で、受人は、渡人より申請地を譲り受け、駐車場としようとするものです。農地区分は第2種農地と判断されます。

以上件数は4件、合計面積は869㎡でございます。いずれの案件も農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしく願いいたします。

議 長 事務局の説明が終わりました。それでは、1番、白塚。

青木委員 5番 青木です。1月10日に旧津地区の委員さんと現地確認していただきました。何ら問題ないということです。よろしくお願いします。

議 長 2番、長野。

中川委員 20番 中川です。事務局の説明のとおり何ら問題はないので、よろしくお願いします。

議 長 3番、4番、高宮。

中川委員 同じく20番 中川です。事務局の説明のとおり何ら問題はないので、よろしくお願いします。

議 長 地元委員さんからは異議のない旨の発言ございました。皆さん、いかがでございますでしょうか。

部会委員 <一同 異議なし>

議 長 はい、ありがとうございます。
それでは、異議なしと認め、議案第3号については許可することに決定をいたします。

次に、議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（農業委員会許可・賃貸借権）、事務局の説明をお願いいたします。

事 務 局 21ページをお願いいたします。

議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（農業委員会許可・賃貸借権）でございます。

番号1、地区神戸、借り人____、貸し人____、申請地 野田浜垣内____番、台帳地目・現況地目とも田、面積18㎡外1筆で合計503㎡。これにつきましては、借り人は、貸し人より申請地を一時賃貸借し____の資材置き場として利用しようとするものです。農地区分は第2種農地と判断されます。

番号2、地区大里、借り人____、貸し人____、申請地 大里窪田町堂垣内____番、台帳地目・現況地目とも田、面積280㎡外2筆で合

計722㎡。これにつきましては、貸し人は、平成24年9月より借り人へ資材置き場として貸してしまっているもので、始末書の提出がありますので、追認しようとするものでございます。農地区分は第2種農地と判断されます。

番号3、地区豊津、借り人____、貸し人____外7名、申請地 河芸町影重浜新田____番、台帳地目・現況地目とも田、面積155㎡外12筆で合計1,567㎡。これにつきましては、借り人は、貸し人より申請地を一時賃貸借し____工事事業の現場事務所及び資材置き場として利用しようとするものです。農地区分は第2種農地と判断されます。

番号4、地区安西、借り人____、貸し人____、申請地 芸濃町萩野上田野____番、台帳地目・現況地目とも畑、面積15,944㎡。これにつきましては、借り人は、貸し人より申請地及び隣接する原野と雑種地を賃貸借し太陽光発電を建設しようとするものです。農地区分は第2種農地と判断されます。

番号5、地区安濃、借り人____、貸し人____、申請地 安濃町安濃古林____番、台帳地目畑、現況地目雑種地、面積1,127㎡。これにつきましては、借り人は河芸町上野において営業をしておりましたが、土地を急遽返却しなければならなくなり、農地法の手続きを知らず工事を始めてしまったもので、始末書の提出がありますので、追認しようとするものでございます。農地区分は第2種農地と判断されます。

以上件数は5件、合計面積は19,863㎡でございます。いずれの案件も農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 ありがとうございます。事務局の説明が終わりました。地元委員さんの意見を伺います。1番、神戸。

池田委員 1番、池田です。先日、現地確認した結果、問題ないと思います。

議 長 2番、大里。私です。仮置き場ということで、何ら問題はないと思います。よろしく願いいたします。

議 長 3番、豊津。

丹羽委員 13番 丹羽です。会長、部会長も含め先日見ていただきまして、特に問題はありません。

議 長 4番、安西。

田中委員 16番、田中です。会長さん始め、部会長さん、また地元の委員、事務局さんも含めまして現地確認を行いました。問題がないと思いますので、よろしく願いします。

議 長 5番、安濃。

中林委員	22番 中林です。1月17日に会長さん、部会長さん、私ら担当4名の地元委員立ち会いのもとに現地調査をいたしましたところ、運送業者の駐車場用地ということで何ら問題もございませんので、よろしくお願いします。
議 長	地元委員さんの異議なしの旨の発言がございました。皆さん、いかがでございますでしょうか。
部会委員	<一同 異議なし>
議 長	それでは異議なしと認め、議案第4号については、許可をすることに決定いたします。 次に議案第5号 買受適格証明願（競売・公売）について事務局の説明をお願いします。
事 務 局	23ページをお願いいたします。 議案第5号 買受適格証明願競売・公売について、でございます。 番号1、地区安濃、申請人_____、競売対象農地 安濃町太田宮城_____番、台帳地目畑、現況地目山林、面積1,831㎡外1筆で2,267㎡。これにつきましては、津地方裁判所による担保不動産競売に参加するための買受適格証明でございます。農地法第5条の申請も同時に出しておりまして、競売により申請地を落札し、植林しようとするものです。 番号2、地区安濃、申請人_____、競売対象農地 安濃町太田梅木谷_____番、台帳地目田、現況地目山林、面積763㎡外2筆で合計面積1,407㎡、面積763㎡外2筆で合計1,407㎡。これにつきましても番号1と同様で農地法第5条の申請も同時に出しておりまして、競売により申請地を落札し、植林しようとするものです。 番号3、地区藤水、公売対象農地 垂水南浦_____番、台帳地目・現況地目とも田、申請人_____、面積469㎡。これにつきましては、津税務署による公売に参加するための買受適格証明でございます。農地法第3条の申請も同時に出しておりまして、公売により申請地を落札し、営農を拡大しようとするものです。 以上件数は3件、合計面積は4,143㎡でございます。いずれの案件も、農業を真面目に行い農機具も保有しており、周辺の農地に影響もなく農地法第5条第2項各号並びに農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議 長	ありがとうございました。事務局の説明が終わりました。地元委員さんの意見を伺います。1番、2番、安濃。
中林委員	22番 中林。番号1、2とも適正かと思いますので、よろしくお願いいたします。
議 長	3番、藤水。
奥山委員	10番 奥山です。事務局の説明のとおりで、問題ございません。

議 長	地元委員さんの異議なしの旨の発言がございました。皆さん、いかがでございましょうか。
部会委員	<一同 異議なし>
議 長	それでは異議なしと認め、議案第 5 号については、証明をすることに決定いたします。次に議案第 6 号、非農地証明願について事務局の説明をお願いします。
事 務 局	24 ページをお願いいたします。 議案第 6 号 非農地証明願について、でございます。 番号 1、地区櫛形、願出者_____、申請地 分部赤坂_____番、台帳地目田、現況地目宅地、面積 267 m²。これにつきましては、申請者の祖父の代から宅地として利用しており、平成 4 年 10 月に国土地理院が撮影した空中写真撮影記録証明書が添付されており、これら物件が確認されますことから、20 年が経過していると確認されます。津市農業委員会非農地証明事務取扱要領第 3 条第 1 項第 2 号の規程により建物若しくは工作物の建造等がなされており、当該土地が農地以外に供され 20 年以上経過している要件に該当しております。以上件数は 1 件、合計面積は 267 m²でございます。 以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくをお願いをいたします。
議 長	ありがとうございます。1 番、櫛形。
森 委員	3 番 森でございます。1 月 10 日現地確認をいたしました。ただいまの事務局の説明のとおり、特に問題はないと思われます。よろしく申し上げます。
議 長	地元委員さんから異議のない旨の発言がございました。皆さん、いかがでございましょうか。
部会委員	<一同 異議なし>
議 長	ありがとうございます。 それでは、異議なしと認め、議案第 6 号については証明することに決定をいたします。
中林委員	ちょっと次の議案に入る前に、参考のため事務局に説明をお願いしたいんですが、ただいまの審議に関連して、美里の管内の 177 m ² の農業用倉庫は、2 アール未満ですので許可ではなく、届出ではないのですか。
議 長	事務局、説明願います。
事 務 局	先ほど、中林委員からのご質問につきましては、20 ページの議案第 3 号の番号 3 の件と思われますが、自分の田・畑に 200 m ² 以下の農業用施設を建てる場合、農地法の許可不要ですが、施行規則 32 条届出が必要です。しか

しながら、この件につきましては、所有権移転がありますので、許可案件と考えております。

議 長 わかりましたか。

中林委員 はい、ありがとうございました。

議 長 次に別紙でお配りしました議案第7号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について、事務局より説明をお願いいたします。

事 務 局 議案第7号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定についてでございます。別冊の津市農用地利用集積計画をお願いいたします。表紙を1枚めくっていただきたいと思います。

まず、各地区別に、一番下の合計欄でご説明いたします。

津地区につきましては、田の賃貸借と使用貸借合わせて169,498㎡で、件数は73件でございます。

河芸地区につきましては、田の賃貸借と使用貸借合わせ36,229㎡で、件数は16件でございます。

安濃地区につきましては、田の賃貸借と使用貸借合わせ26,445㎡で、件数は9件でございます。

芸濃地区につきましては、田の賃貸借と使用貸借合わせ17,963㎡で、畑の賃貸借が1,906㎡で、件数は8件でございます。

美里地区につきましては、田の賃貸借が1,749㎡で、件数は3件でございます。

香良洲地区につきましては、今回、利用集積はございません。

以上、合計で田の集積が、賃貸借と使用貸借を合わせて251,884㎡で、畑の賃貸借が1,906㎡で、総合計は253,790㎡となっております。

認定農業者への集積状況は、38件で149,750㎡となっております。

なお、内訳は、計画の概要のとおりでございます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしく願います。

議 長 事務局の説明が終わりました。皆さん、いかがでございましょうか。

部会委員 <一同 異議なし>

議 長 はい、ありがとうございます。

それでは、議案第7号 農業経営基盤強化18条の規定による農用地利用集積計画の決定について、適正であると認め、市長に進達することにいたします。以上で、本部会に付議されました案件の審議は全て終了いたしました。皆さん、どうもありがとうございました。

午前 10 時 56 分

上記は、第 1 回第 1 農地部会の議事を録したものである。

平成 25 年 1 月 21 日

議 長

出席委員

出席委員